

あなたの老後は保障されていますか

国民年金で老後を楽しく

私たちの寿命は年々のびていきます。あなたの老後に、また、不慮の災害に心配ありませんか。国民年金は、みんなの生活をより豊かにするためにできた制度です。満二〇歳以上五六歳までの人で、厚生年金や共済年金、恩給年金などの公的年金にはいっていない人は、今すぐ国民年金に加入してください。

年金制度から

もれている人はいませんか

日本国民はだれでも、なんらかの年金制度に加入しなければなりません。会社に勤めている人には厚生年金保険が、公務員には共済組合による年金制度があつて、勤め人の場合は必ず年金制度に加入しています。そういう年金制度に加入していない自営業者や農家の人は残らず国民年金に加入しなければなりません。

現在の保障制度では、だれもが老後の保障を約束されているはずですが、それには、いろいろ約束ごとがあつて、公的年金か国民年金に加入していなければ老後の保障は約束されないのです。ところで、厚生年金など公的年金に加入していないで、とうぜん国民年金に加入しなければならぬ人が、現在、市内に二六〇人ほどいます。つまり老後の保障が約束されていない人で

す。年齢でいいますと、満五六歳から二〇歳までの人です。このうち満五六歳から二六歳までの人(明治四十四年四月二日から昭和十六年四月一日までに生まれた人)は、今すぐ国民年金に加入しないと、生涯、老齢年金を受ける資格を失なってしまうので、該当する方は今すぐ国民年金に加入してください。

こでいう福祉年金とは現在五七歳以上(明治四十四年四月一日以前に生まれた人)が該当するのです。したがって、「保険料を納めなくても、としをとれば福祉年金がもらえるから」と誤解している人が多いようですが、現在五六歳以下の人は公的年金か国民年金に加入していないければ、年金を受ける権利はいつまでもありませんからご注意ください。

なお、国民年金には、保険料を納める拠出制の年金と、保険料を納めないで年金がもらえる福祉年金の二種類があつて、こ

に加入していても保険料を理由なく滞納して拠出年金がもらえなくなつた人は、福祉年金ももらえませんからご注意ください。

新しく

20歳になつた方は

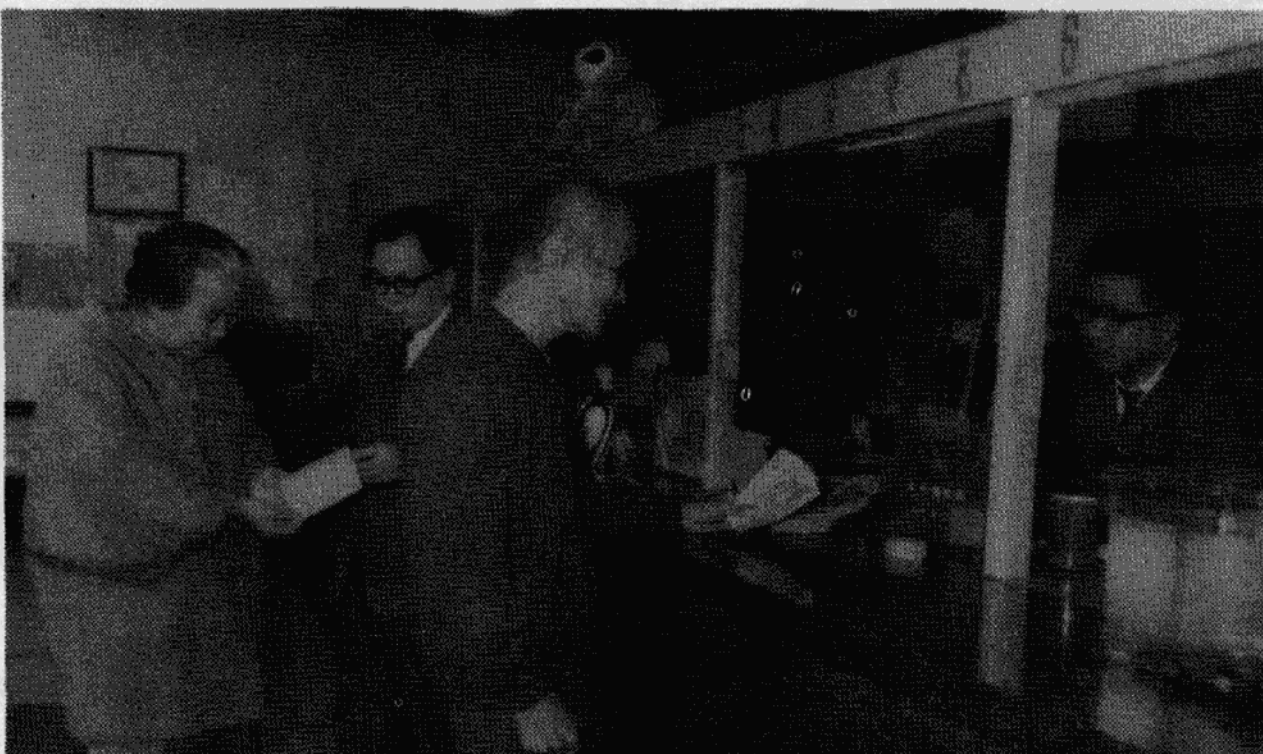
国民年金制度ができてから二〇歳になつた人で、加入届を出していない人(昭和十六年四月二日から昭和二十二年までに生まれた人)はいませんか。その

ような人も今すぐ国民年金に加入してください。加入の手続きは印鑑を持って市民課または支所、出張所へおいでになれば簡単にできます。

会社など

勤めをやめた人は

今まで会社などに勤めていてその後勤めをやめた人で、明治四十四年四月二日以後に生まれた人はいませんか。そのような人は、継続して国民年金に加入することになっていのですが、加入しないと今までの掛金がむだになります。だになる場合もありますので加入してください。なお、この場合、勤めていたときの年金制度で年金を受ける資格のついた人(二〇年以上掛金をした人)の加入は本人の自由です。



【老齢福祉年金を受けるお年より】